

仕 様 書 1

1 車種

軽自動車（乗用、ガソリン車）、5ドア、4人乗り

2 規格

- (1) 総排気量 660CCクラス
- (2) 形状 箱型又はステーションワゴン
- (3) 全長 3,395mm以上 3,400mm以下
- (4) 全幅 1,475mm以上 1,480mm以下
- (5) 全高 1,475mm以上 1,550mm以下
- (6) 駆動形式 4WD
- (7) ミッション形式 CVT（自動無段変速機）又はオートマチック
- (8) 色 ホワイト系又はシルバー系
- (9) 環境対応 平成17年度基準排出ガス75%低減レベル以上（☆☆☆☆）以上
かつ低燃費車（省エネ法燃費基準R2+20%達成車）以上

3 想定車両

ダイハツ ミライース
スズキ アルト

※あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない

4 装備（借受け期間中1台につき）

- (1) ABS
- (2) エアバッグ（運転席・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) キーレスエントリー
- (7) リヤワイパー
- (8) AM/FMラジオ
- (9) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
- (10) ワイパープレード及びスノーワイパープレード（必要に応じて交換）
- (11) スペアタイヤ又はパンク修理キット
- (12) スノーブラシ
- (13) スノーヘルパー
- (14) ヘッドラスト（前席及び後席）
- (15) スペアキー
- (16) 標準工具一式
- (17) フロアマット
- (18) ウィンドウォッシャー液（補充用を含む）
- (19) 電動格納式ドアミラー
- (20) ドライブレコーダー（※）
- (21) カーナビゲーションシステム（設置の上、納車すること。）

(22) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること

5 借受け台数及び車両配置

43台（中央市税事務所8台、北部市税事務所13台、東部市税事務所5台、南部市税事務所10台、西部市税事務所7台）

納車場所の詳細については札幌市の指示に従うこと。なお、契約期間中配置を変更する場合がある。

6 契約期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日（60ヶ月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

7 保険加入等

(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。

(2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入するものとする。

ア 対人保険	無制限
イ 対物保険	無制限（免責額なし）
ウ 搭乗者保険または人身傷害保険	1名につき、1,000万円以上
エ 自損事故傷害	1名につき、1,000万円以上
オ 無保険者傷害	1名につき、20,000万円以上
カ 車両保険	時価（免責額なし）

（自損、盗難等においても全額免責。札幌市の負担が一切ないもの。）

キ 交通事故賠償関係示談サービス付

ク 公用車割引、フリート付のこと

(3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること

(4) 代替車の場合も同条件であること

8 維持管理等

(1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。ただし、燃料代及びパンク修理代は、札幌市の負担とする。

(2) 自然磨耗、故障等の修理は、札幌市の指示に従い常に良好な状態に保つこと。

(3) 定期点検(最低6ヶ月毎)及び修理は確実に行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。なお、メンテナンス工場への入庫及び代替車の引渡しは車両所有者が行うこと。

(4) 車検、定期点検、故障・事故による修理及び車両盗難の際は、同等条件（保険加入等含む）の代替車を用意すること。

(5) タイヤの保管については、車両所有者が行うこと。

(6) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えは、札幌市の指示に従い行うこと。

(7) スタッドレスタイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも、安全走行に堪えない磨耗または劣化が認められる場合には交換を行うこと。

(8) 車庫証明等の登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。

(9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

(10) 中央市税事務所は、今後庁舎の移転を行う予定であることから、中央市税事務所に納車した車両は、車両所有者が移転先庁舎（中央区南3条西11丁目）へ移動させること。日時及び駐車場所等については、札幌市の指示に従うこと。

(11) その他の市税事務所においても、庁舎の移転があった際には、該当する市税事務所に納車した車両は、車両所有者が移転先庁舎へ移動させること。日時及び駐車場等については、札幌市の指示に従うこと。

9 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、札幌市の過失の有無に関わらず途中解約に係る精算は一切行わない。

10 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

11 走行距離

1台当たり年間 5,000～6,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

12 その他

- (1) 借受期間開始日までに納車できない場合は、受注者と札幌市が協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代替車を用意すること。
- (2) 受注者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。

※ ドライブレコーダーに関する仕様

- ・ 映像及び音声を記録することができるものであること。
- ・ 外部記憶媒体 (SD カード等) を使用するものであること。
- ・ 32GB 以上の外部記憶媒体 (SD カード等) を備えること。
- ・ 常時録画 (映像記録の開始/終了は、エンジンの ON/OFF に連動する) 機能及び衝撃を感じて事故時の映像を保存する機能を有すること。
- ・ 常時録画のデータは、上書きにより自動消去されること。
- ・ 200万画素以上であること。
- ・ LED 信号機の灯火が明確に記録できるものであること。
- ・ 車両前方及び後方の状況を撮影できるものであること。
- ・ ドライブレコーダーは、設置の上、納車すること。

仕 様 書 2

1 車種

軽自動車（乗用、ハイブリッド車）、5ドア、4人乗り

2 規格

- (1) 総排気量 660CCクラス
- (2) 形状 箱型又はステーションワゴン
- (3) 駆動形式 4WD
- (4) ミッション形式 CVT（自動無段変速機）又はオートマチック
- (5) 使用燃料 ガソリン
- (6) 色 ホワイト系又はシルバー系

3 想定車両

スズキ アルト

スズキ ワゴンR

日産 DAYS

スズキ スペーシア

マツダ フレア

※あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない

4 装備（借受け期間中1台につき）

- (1) ABS
- (2) エアバッグ（運転席・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) キーレスエントリー
- (7) リヤワイパー
- (8) AM/FMラジオ
- (9) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
- (10) ワイパーブレード及びスノーワイパーブレード（必要に応じて交換）
- (11) スペアタイヤ又はパンク修理キット
- (12) スノーブラシ
- (13) スノーヘルパー
- (14) ヘッドレスト（前席及び後席）
- (15) スペアキー
- (16) 標準工具一式
- (17) フロアマット
- (18) ウィンドウォッシャー液（補充用を含む）
- (19) 電動格納式ドアミラー
- (20) ドライブレコーダー（※）
- (21) カーナビゲーションシステム（設置の上、納車すること。）
- (22) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること

5 借受け台数及び車両配置

5台（中央市税事務所1台、北部市税事務所1台、東部市税事務所1台、南部市税事務所1台、西部市税事務所1台）

納車場所の詳細については札幌市の指示に従うこと。なお、契約期間中配置を変更する場合がある。

6 契約期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日（60ヶ月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

7 保険加入等

(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。

(2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入するものとする。

ア 対人保険	無制限
イ 対物保険	無制限（免責額なし）
ウ 搭乗者保険または人身傷害保険	1名につき、1,000万円以上
エ 自損事故傷害	1名につき、1,000万円以上
オ 無保険者傷害	1名につき、20,000万円以上
カ 車両保険	時価（免責額なし）

（自損、盗難等においても全額免責。札幌市の負担が一切ないもの。）

キ 交通事故賠償関係示談サービス付

ク 公用車割引、フリート付のこと

(3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること

(4) 代替車の場合も同条件であること

8 維持管理等

(1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。ただし、燃料代及びパンク修理代は、札幌市の負担とする。

(2) 自然磨耗、故障等の修理は、札幌市の指示に従い常に良好な状態に保つこと。

(3) 定期点検(最低6ヶ月毎)及び修理は確実に行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。なお、メンテナンス工場への入庫及び代替車の引渡しは車両所有者が行うこと。

(4) 車検、定期点検、故障・事故による修理及び車両盗難の際は、同等条件（保険加入等含む）の代替車を用意すること。

(5) タイヤの保管については、車両所有者が行うこと。

(6) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えは、札幌市の指示に従い行うこと。

(7) スタッドレスタイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも、安全走行に堪えない磨耗または劣化が認められる場合には交換を行うこと。

(8) 車庫証明等の登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。

(9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

(10) 中央市税事務所は、今後庁舎の移転を行う予定であることから、中央市税事務所に納車した車両は、車両所有者が移転先庁舎（中央区南3条西11丁目）へ移動させること。日時及び駐車場所等については、札幌市の指示に従うこと。

(11) その他の市税事務所においても、庁舎の移転があった際には、該当する市税事務所に納車した車両は、車両所有者が移転先庁舎へ移動させること。日時及び駐車場等については、札幌市の指示に従うこと。

9 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、減失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、札幌市の過失の有無に関わらず途中解約に係る精算は一切行わない。

10 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

11 走行距離

1台当たり年間 5, 000～6, 000 kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

12 その他

- (1) 借受期間開始日までに納車できない場合は、受注者と札幌市が協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代替車を用意すること。（代替車については、ハイブリッド車でないものも認められる場合がある。）
- (2) 受注者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。

※ ドライブレコーダーに関する仕様

- ・ 映像及び音声を記録することができるものであること。
- ・ 外部記憶媒体（SD カード等）を使用するものであること。
- ・ 32 GB 以上の外部記憶媒体（SD カード等）を備えること。
- ・ 常時録画（映像記録の開始/終了は、エンジンの ON/OFF に連動する）機能及び衝撃を感じて事故時の映像を保存する機能を有すること。
- ・ 常時録画のデータは、上書きにより自動消去されること。
- ・ 200 万画素以上であること。
- ・ LED 信号機の灯火が明確に記録できるものであること。
- ・ 車両前方及び後方の状況を撮影できるものであること。
- ・ ドライブレコーダーは、設置の上、納車すること。